福祉用具貸与に伴う留意事項

平成29年6月 宜野湾市介護長寿課

【1】軽度者の例外給付による福祉用具貸与理由書について

宜野湾市では、軽度者の例外給付による福祉用具貸与を計画する際には、理由書の提出を求めています。提出される書類の内容について不備が見られるケースが多々見られるため、以下の点にご留意願います。

要支援 1、2、要介護 1 の方への車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ予防用具、体位返還器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具を含む)、自動排泄処理装置の貸与は、原則として対象とはなりません。

軽度者が理由書の提出がなく上記の福祉用具をレンタルしていた場合、当該期間における給付の返還を求める場合があります。貸与を検討する際に、介護度や品目の確認を確実に行い、理由書の提出もれがないよう、ケアマネへの周知をお願いします。

【2】福祉用具貸与計画書について

適正化の点検作業にて貸与に疑義が生じた場合、参考資料として提出を求めることがあります。当該貸与品目を選択・導入した経緯などが説明できるよう、ケアマネ頼み、事業所頼みとならず、身体状況や住環境、介助状況など、個別の利用者の生活実態に沿った必要性を評価することが重要となります。専門的な立場からの客観的な評価を得るために、PT や OT、医師の助言等、積極的に情報収集をする必要があります。

